

一般社団法人

# 東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー



## 団体長等役員研修会（関東支部主催） 制度改正を理解し、事業者減少に歯止めをかける

7月30日（火）午後1時より個人タクシー会館において、一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部主催「令和元年度団体長等役員研修会」が開催されました。

関東運輸局自動車交通部旅客第二課の若林徹専門官より、8月1日施行される譲渡譲受の円滑化に関する基準改正について説明が行われました。

①譲渡譲受の申請年齢等（75歳以上の誕生日以降の審査継続、やむを得ない事情での運転免許・事業許可失効時の審査継続）

：譲渡譲受の申請が行われた場合には、その後、運転免許が失効したり許可期限が到来したとしても、運送を行わないことを条件として、譲渡譲受の手続きが継続できることを明確化

### 【改正のポイント】

・新たな期限（無期限となる規定）及び条件は、令和元年8月1日以降に個人タクシー事業者になった者に適用されるため、既存事業者が新たな期限や条件の適応を受けた場合は別途変更の申請が必要。

・新たな期限及び条件の下では譲渡譲受の申請を提出した時点で許可が無期限となる一方、その時点で有している許可の期限日以降は旅客の運送ができないこととなる。

・条件により旅客の運送ができない期間であっても、事業者である以上、車両の維持管理（車検の更新や定期点検）や事



「制度の趣旨を理解して対応してほしい」と話す若林専門官

業計画の確保が必要。

・やむを得ない事情により二種免許が失効し、旅客の運送を行うことがない場合にあつては、二種免許がないことを理由とした許可の取消しや期限更新を認めない事は行わない。

②営業所の要件（申請日前一年間の営業区域内への居住要件の緩和）

：譲渡譲受申請日現在において居住していることを要件とするよう見直し

### ③死亡後譲渡制度の導入

：個人タクシー事業者が譲渡譲受申請を行わずに死亡した場合であっても、相続人による譲渡譲受申請を認める

### 【改正のポイント】

・死亡後60日以内に死亡事業者の相続人全員が同意する旨の書面とともに譲渡譲受認可申請が行われた場合には審査を行う。

## 協会会費の負担免除について

譲渡譲受の円滑化策が8月1日から導入されたことに伴い、次に該当する譲渡人については、事業用車両並びに車庫等を引き続き確保しておく必要があるにもかかわらず、運送収入が途絶えることから協会（全個協並びに同関東支部を含む）の「会費負担を免除」することとなりました。

### 【会費負担免除要件】

譲渡譲受認可申請が行われた場合であつて、「旅客の運送を行わない条件の下における許可期限の譲渡譲受認可の日までの延長」が適用開始となった場合。

### 【手続き】

会費の負担免除を希望する際には「会費負担免除申請書」に必要書類①譲渡譲受認可申請書の写②許可期限変更通知書の写③許可条件変更通知書の写を添えて提出すること。なお、その際には「異動届」を同時に提出すること。

### 【会費免除適用期間】

許可期限満了日（満75歳の誕生日以降運送を行わない条件の場合は75歳の誕生日の前日）が属する月の翌月分から免除。

都内個人タクシー現況（令和元年8月1日現在）  
許可事業者数 12,151名（前月比 -30名）  
（特別区、武三11,745名 北多摩155名 南多摩251名）  
傘下事業者数 11,830名（前月比 -45名）  
（特別区、武三11,429名 北多摩152名 南多摩249名）  
※集計方法は運輸行政と異なります。

### 団体長等役員研修会（関東支部主催）

「令和元年度団体長等役員研修会」にて行われた、支部長説示と「タクシーの事故防止対策について」関東運輸局掛川課長の講義（要旨）を紹介します。

### 先を見据えた対応を

関東支部長 秋田隆

今回の制度改正によって、譲渡譲受の申請が出しやすくなり、特に定年制のある方は75歳誕生日の前日まで仕事が出来ようになりました。しかし、譲渡譲受しやすくなった一方で、関東地域では譲受者が非常に少なく、譲渡者がいても、マッチングする譲受者がいないという状況が増えています。

法人と個人の台数の推移を見ても、法人は平成20年にピーク、個人タクシーは平成16年にピークをむかえ、その後減り続けています。現在、個人タクシーは全国で3万台を割ってしまっており、危機感を募らせているところなのです。

そこで、法人と国交省と共に、「魅力のあるタクシー業界にしよう」というテーマで話し合っています。個人タクシー業界としても、車内に「タクシー乗務員になりませんか？」のリーフレットを置いて、法人事業者とともに若いタクシー運転手を増やすための努力を始めているところです。

今年度は10月1日から消費税率引上げが実施されることもあり、インボイス制度導入に対して、免税事業者であるか、課税事業者になるのか、メリット・デメリットをしっかりと考えなければなりません。他にも事前確定運賃制度など、次々と新しい制度への対応が必要となつていきます。個人タクシーの将来を見据えながら、皆さん一緒に考えて行きましょう。

### 未然に事故を防ぐために

関東運輸局自動車技術安全全部 保安・環境課長 掛川博幸氏

2018年の関東運輸局管内の交通事故死者数は減少傾向にありますが、残念ながら、今年に入りタクシーによる死亡事故が5件発生しています。タクシーの死亡・重傷事故は、直進走行中の事故が57%、そのうち2/3が空車時の事故になっていきます。これらのことを踏まえ、法定速度の遵守、前方不注意を防ぐためにナビや携帯電話の使用時における停車の徹底、安全運転支援機能を有する車両装置の導入促進をお願いしたいと思います。

また、最近健康起因の事故が全体的に増加傾向にあり、中でも心臓疾患と脳疾患が多くを占めています。国交省として、健康管理マニュアルを作成し、健康管理をお願いしています。脳血管疾患は、脳健診で異常を発見することでしか予防できないものもあり、ぜひ脳ドックや脳MRI健診を積極的に受けていただきたいと思っています。特に高齢者、血縁に脳血管疾患の患者さんがいる方、高血圧の方はリスクが高くなっている方で、優先的に受診を行って下さい。また心臓疾患についても、早期段階で対策を講じることが、未然に発症を防ぐことが可能であり、胸痛やめまい、動悸、呼吸困難等、日々の健康状態の把握をお願いしたいと思います。事故を未然に防ぐためにも、安全運転と健康管理を改めてよろしくお願い致します。

## 路上喫煙及びポイ捨て禁止について

### 港区より 改善要請

港区では「みなとタバコルール」により、区内全域の道路、公園等の屋外の公共場所では、たばこの吸い殻のポイ捨て禁止、喫煙の禁止(指定喫煙場所を除く)等が定められています。特に下記34カ所において、タクシードライバーの路上喫煙、たばこのポイ捨てが多いとの苦情が出ています。喫煙マナーはしっかり守りましょう。

### みなとタバコルールについて(抜粋)

1. 公共の場所においてたばこの吸殻のポイ捨ての禁止
2. 公共の場所(指定喫煙場所を除く)において喫煙の禁止
3. 公共の場所以外の場所において喫煙する場合に、公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮しなければならない

### 【苦情場所】

- ・都立芝公園15号地内及び近接区道上
- ・三田小山町児童遊園内及び近接区道上
- ・南桜公園内及び近接区道上
- ・芝4丁目公衆便所近接区道上

- ・アクアシティお台場と海浜公園の間の路上
- ・愛育病院と新芝運河沿い緑地の間の道路
- ・港南3丁目遊び場と軽自動車協会の間の路上
- ・元赤坂1-3 国道246号沿い
- ・赤坂4-1 国道246号沿い
- ・品川駅港南口タクシー乗り場

- ・将監橋の上
- ・森ビル周辺
- ・正則高等学校裏
- ・金杉橋周辺
- ・アクティ汐留近辺
- ・東京法務局港出張所前路上
- ・都立青山公園前区道
- ・古川橋児童遊園前
- ・一の橋公衆トイレ付近
- ・六本木トンネル入り口
- ・中の橋児童遊園付近
- ・仙台坂上公衆トイレ付近
- ・秩父宮ラグビー場付近
- ・赤坂氷川神社前
- ・高橋是清公園前
- ・都立青山公園付近
- ・青山墓地通り付近
- ・車町公衆トイレ付近
- ・白金台5-10 首都高架下
- ・明治学院付近
- ・白金公園
- ・東大医科研裏門付近
- ・日の出駅周辺
- ・芝浦1-11 街区周辺



# ドライブレコーダー等の導入促進について



ドライブレコーダー等の映像は、事故に遭遇した際、発生時の状況から事故の原因を究明し、適切かつ迅速な事故処理が可能となるだけでなく、相手方の法令違反等の立証により、自身の過失軽減に役立つケースも多々あります。

また、他の交通事故や各種犯罪が発生した際、現場の状況などを映像情報として記録する可能性があり、特にタクシー車両については、昼夜、地域を問わず走行し、繁華街やコンビニ等に設置された防犯カメラ同様、被疑者の早期検挙等に向けた客観的な証拠資料の収集に極めて有効との考えから、平成26年4月17日、警視庁交通部長、警視庁刑事部長及び警視庁生活安全部長と、東京都個人タクシー協会長との間で「映像情報の提供に関する協定」を締結しております。

まだ搭載していない方は、身の潔白を証明しご自身を守るとともに、より事件の早期解決、被害の拡大防止を図り、都民生活の安全・安心の確保に資するためにも、導入促進にご協力をお願い申し上げます。

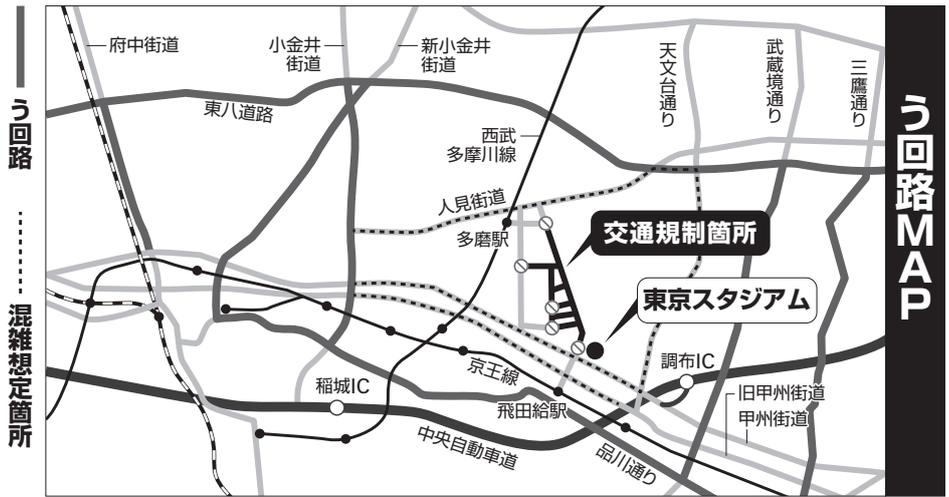
## ラグビーワールドカップ2019

### 交通規制(う回路)のお知らせ

ラグビーワールドカップ2019日本大会開催に伴い、東京スタジアム周辺において交通規制が実施されます。通行証を持つ車両以外、試合会場内に入ることが出来ません。また、タクシーは東京スタジアム周辺では降車できません。飛田給駅または多磨駅で降車していただき、会場へは徒歩またはシャトルバスをご利用いただくことになります。

#### 東京スタジアム周辺における交通規制日時(混雑予想時間)

- 9月20日(金) … 14:30～24:20
- 9月21日(土) … 12:15～20:50
- 9月29日(日) … 12:45～21:20
- 10月5日(土) … 13:00～21:35
- 10月6日(日) … 9:45～18:20
- 10月19日(土) … 15:15～23:50
- 10月20日(日) … 15:15～23:50
- 11月1日(金) … 14:00～22:35



### 個タク制度の危機

真面目な事業者 迷惑千万

### なぜ法を守れない

本当にいいのか! このままで!!

NO! 飲酒運転

NO! ひき逃げ

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

### 計報

\*7月

氏名	所属団体	享年	病名
望月進	(東個協・板橋第一)	63	心筋梗塞
石塚常夫	(東個協・中野)	79	多臓器不全
塩島豊	(東個協・中野)	69	副腎癌
角俊也	(東個協・武三)	59	肝不全
鹿兒島信介	(東個協・目黒第二)	55	直腸癌
廣川正彦	(都営協・第一事業団)	72	前立腺癌

ご冥福をお祈り申し上げます

#### 行政処分状況

令和元年7月分

処分日	氏名	住所	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
7月2日	尾崎 勉	板橋区	文書警告	運送法第27条第3項他	事故の記録義務違反他	0点
7月2日	福島 義明	板橋区	10日車	運送法第29条他	事故の未届出他	1点
7月2日	榎本 明	練馬区	10日車	車両法第58条第1項	無車検運行	1点
7月23日	曾根 利二	江戸川区	10日車	運送法第29条他	事故の未届出他	1点

#### 不適正営業集計表(街頭営業適正化指導規程)

(件)

発生月	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
令和元年6月	17	1	0	18

#### 処分事案対処報告書(街頭営業適正化指導規程)

令和元年7月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
東個協	北第二支部	K・S	H31.3.28	中央区銀座4-1	乗禁地区営業		表示灯使用停止 精算停止
東個協	練馬支部	T・F	H31.3.4	中央区銀座8-3先	待機禁止無視		表示灯使用停止 精算停止 無線営業停止
都営協	城北支部	F・H	H30.12.10	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為		表示灯使用停止 換金停止
都営協	新東京支部	S・A	H30.12.14	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為		表示灯使用停止 換金停止
都営協	新興協組	Y・M	H30.12.10	東京駅八重洲北口周辺	交通阻害行為		表示灯使用停止 換金停止

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和元年7月中に処分内容の報告があったもの  
 ※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

地理モニター報告⑥8

【新施設】

地図	名称	概要	所在地	開始日
	ホテルトラスティ プレミア 日本橋浜町	おもてなしを大切に、特別な空間・ドラマティックなホテルステイを演出。	中央区日本橋浜町 2-30-4	令和元年9月

【名称変更並びに再開】

旧名称	新名称	所在地	変更日
ホテルオークラ東京本館	The Okura Tokyo	港区虎ノ門2-10-4	令和元年9月 建替えが完成し再開
渋谷公会堂	LINE CUBE SHIBUYA (ライン キューブ シブヤ)	渋谷区宇田川町1-1	令和元年10月 建替えが完成し再開

令和2年6月1日更新者の事業者研修会日程表

■場所：メルパルクホール ■開始時間：12時45分

合計 1,808名

開催日	団体名					
令和2年 2月5日(水)  更新日現在 72歳以下対象	足立第一支部 (33名)	足立第二支部 (29名)	荒川支部 (20名)	板橋第一支部 (22名)	江戸川第一支部 (21名)	
	大田第一支部 (21名)	葛飾第一支部 (21名)	葛飾第二支部 (30名)	北支部 (34名)	北第二支部 (8名)	
	品川第一支部 (11名)	品川第二支部 (9名)	品川第三支部 (3名)	渋谷支部 (15名)	新宿支部 (16名)	
	杉並支部 (35名)	世田谷第一支部 (21名)	世田谷第二支部 (6名)	世田谷第三支部 (9名)	都心支部 (10名)	
	中野支部 (16名)	練馬支部 (43名)	文京第一支部 (9名)	文京第二支部 (10名)	武三支部 (16名)	
	目黒第一支部 (7名)	目黒第二支部 (6名)	墨東支部 (20名)	杉並第二支部 (7名)	豊島支部 (15名)	
	野方支部 (12名)	練馬第二支部 (9名)	墨田支部 (20名)	城南支部 (12名)	新東京支部(東) (36名)	
	南多摩支部 (8名)	北多摩支部 (4名)	東支部 (13名)	足立支部 (18名)	板橋支部 (15名)	
	江戸川支部 (30名)	葛飾支部 (15名)	亀戸支部 (5名)	小岩支部 (6名)	江東支部 (9名)	
	交友支部 (11名)	さくら支部 (12名)	事業団支部 (54名)	石神井支部 (10名)	城北支部 (36名)	
	新東京支部(日) (10名)	新中野支部 (10名)	全東京支部 (7名)	双和支部 (9名)	第一事業団支部 (32名)	
	北区協組 (7名)	東京相互支部 (6名)	東京旅客支部 (10名)	東部支部 (17名)	朋友支部 (15名)	
	東友支部 (15名)	四〇支部 (11名)	都民同盟 (11名)	東京西北協組 (8名)	自交総連協組 (7名)	
	千住協組 (7名)	東京新足立協組 (13名)	新運転協会 (2名)	新興協組 (6名)	町田協会 (1名)	
	東日本協組 (9名)	全個人協議会 (4名)				
	令和2年 2月13日(木)	<b>高 齢 者 研 修 会</b>				
		期限更新日現在における年齢が満73歳以上の事業者は、団体指定日ではなく、2月13日開催の高齢者研修会を受講していただきます。				

■携帯メールによる情報伝達システムに未登録の方は toroku@tokokyo.jp へ空メールを送信してください。